

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 11 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、11 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A社から、平成 15 年 6 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 15 年 6 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び「今回届出を行う理由」により、申立人は、申立期間において、11 万円相当の賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同総括表により、申立人の平成 15 年 6 月分賞与の届出が、22 年 11 月 24 日に年金事務所に提出されていることが確認できるところ、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（11 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額3万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A社から、平成 15 年 6 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 15 年 6 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び「今回届出を行う理由」により、申立人は、申立期間において、3万円相当の賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同総括表により、申立人の平成 15 年 6 月分賞与の届出が、22 年 11 月 24 日に年金事務所へ提出されていることが確認できるところ、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（3万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A社から、平成 15 年 6 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 15 年 6 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び「今回届出を行う理由」により、申立人は、申立期間において、5万円相当の賞与を支給され、その金額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同総括表により、申立人の平成 15 年 6 月分賞与の届出が、22 年 11 月 24 日に年金事務所へ提出されていることが確認できるところ、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（5万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

両申立期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の申立人のA社における標準報酬月額を、申立期間①については16万円に、申立期間②については17万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成8年10月1日から9年10月1日まで
②平成10年8月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便により、A社における平成8年10月から9年9月までの期間及び10年8月から同年9月までの期間の標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額と異なっていることが判明した。提出した給与明細書のとおり、厚生年金保険料の控除額が確認できるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が両申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額（申立期間①は9万2,000円、申立期間②は16万円）を超える給与（申立期間①は16万円又は16万5,000円、申立期間②は16万9,000円）を支給されていたことが認められるとともに、申立期間①については標準報酬月額16万円、申立期間②については同17万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①及び②当時のそれぞれの代表者からは具体的な回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月 3 日から平成元年 12 月 4 日まで
② 平成 7 年 1 月から 12 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A市区町村のB社C工場に、申立期間②については、D市区町村のE社に勤務していたが、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、当初の申立期間内に、その主張とは異なる基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が複数散見され、それらが統合される都度、申立期間を変更している上、戸籍の附票等から、D市区町村に所在する事業所に勤務していたと主張する申立期間②の時期に、F都道府県及びG都道府県内に居住していたことが確認されるなど、申立人が、申立期間①においてB社C工場に、申立期間②においてE社に勤務していたことを推認することができない。

また、両申立期間とも、申立てに係る事業所における雇用保険の被保険者記録が無い上、申立期間②の一部については、申立てに係る事業所とは別の事業所における雇用保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間①に係るB社C工場は、平成14年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、会社自体も17年8月に清算が終了し、同社の系列企業であるH社にも資料等が残されていないことに加え、申立人が同僚の名前等も覚えていないため、当時の事情を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間②に係るE社について、D市区町村に所在した旨主張しているところ、E社の店舗はA市区町村及びI市区町村に所在していたことは確認できるものの、D市区町村に所在していたことは確認できない。

このほか、両申立期間に厚生年金保険料を各事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から34年8月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和33年6月1日から34年8月1日までの記録が無かった旨の回答を受けた。

私はB社からA社に異動になり、当時はA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びそのうちの一人から提出された写真から判断すると、申立人が、申立期間に、A社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社に照会したところ、申立人に係る当時の厚生年金保険の加入状況について確認する資料は無く、当時の代表取締役及び事務担当者も他界していることから、詳しい状況は不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間中、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、存命中で連絡先の判明した4人に照会したところ、A社及びB社が関連会社であったことがうかがえるものの、申立人に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な証言は得られなかった。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後に、B社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、A社において被保険者資格を取得しているのは申立人のみであるところ、申立期間当時のB社の事務担当者から、給与計算等の事務は、A社とは別に行っていた旨の証言が得られている上、申立人及び前述の同僚から、申立人は、B社では製造業務を担当し、A社に異動してからは営業を担当していた旨の証言が得られており、必ずしも同一の職務に従事していたとは限らない状況がうかがえることなどから判断すると、申立人について、厚生年金保険料が給与から継続し

て控除されていたと推認することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月28日から38年8月1日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和37年12月28日から38年8月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社は、平成15年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているうえ、申立人が当時の事業主として名前を挙げている者と連絡が取れないこと、事務担当者から回答が得られないこと、及び申立期間当時にA社に勤務していたとする同僚からも申立人の厚生年金保険の加入状況に関する具体的な証言が得られなかったことから当時の状況について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は昭和37年12月28日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1541

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 11 月から 35 年 10 月まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 39 年 3 月 14 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 26 年 11 月から 35 年 10 月までの期間及びB社に勤務していた 37 年 3 月 1 日から 39 年 3 月 14 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両申立期間に、それぞれ勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地（C市区町村）に、「A社」の商業登記簿は確認できない旨の回答が得られた。

また、申立人が主張する所在地には「A社」としての厚生年金保険の適用事業所は無い上、オンライン記録により、「A社」及び類似の名称を含む事業所を検索した結果、D市区町村内において適用事業所が 10 件該当したものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名及び申立人の挙げる事業主の氏名は確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚の名前も記憶していないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等に関して、照会することができない。

2 申立期間②について、申立人が主張する所在地（E市区町村）に「F社」が確認できたことなどから判断すると、申立人が勤務していた事業所は同社であったものと推認できるものの、適用事業所名簿によると同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 10 月 1 日であり、申立期間②においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、F社は、昭和46年10月1日で厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の事業主も既に他界しているため、照会することができない上、申立期間②のF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人からも、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について具体的な証言は得られなかった。

3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間については、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録から、離職日が昭和 43 年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びA社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」から、申立人の資格喪失日が昭和 43 年 3 月 31 日と記載されていることが確認できる上、同通知書には退職日が同年 3 月 30 日と明記されている。

さらに、A社の総務担当者等に確認したところ、i) 昭和 43 年 3 月 31 日を資格喪失日とする届出を行ったこと、ii) 同年 3 月分の厚生年金保険料については、申立期間当時の資料が残存していないため確認できないものの、保険料は控除していないと思われること、iii) 退職月の末日が会社の休日と重なった場合、その前日の出勤日を退職日にしていたものと推測されることについて証言が得られた。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚等からは、申立人の厚生年金保険料控除の状況及び退職日が会社の休日と重なった場合の取り扱いについて具体的な証言が得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 5 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 5 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、定時制高等学校に通いながら、A社で働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同社から提出された「職員解雇伺」の臨時職員の欄に申立人の名前の記載があることから、申立期間当時、申立人は、同社の臨時職員であったことが確認できる。

また、A社の担当者から、申立期間当時の社会保険担当者は他界しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等に関しては不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち、連絡先の判明した2人に照会したところ、1人から回答が得られ、申立期間当時、申立人はA社の臨時職員として勤務を開始しており、採用と同時に厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の証言が得られた。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に申立人の名前の記載が有り、申立人のA社に係る払出日は昭和 41 年 5 月 25 日、資格取得日は同年 5 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。